



《会計・税務の知識》 速報！ 令和 7 年度税制改正大綱

令和 6 年 12 月 20 日、自由民主党及び公明党による令和 7 年度税制改正大綱が公表されました！

今回の改正大綱は、ようやくデフレからの脱却が見えてきたことに対応して、物価に負けないよう家計の所得向上と企業の生産性向上を促すことを重点事項としつつ、安全保障の強化にも配慮する内容となっています。

例えば、法人税では、中小企業の軽減税率について 2 年延長されるものの所得が 10 億円超となる年度について 2%引き上げられます。一方で、中小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制については所要の措置を講じた上 2 年延長するとされました。他方、防衛力強化に係る財源確保のため防衛特別法人税（仮称）として、課税標準法人税額の 4%が課されることとされました。

所得税では、合計所得 2350 万円以下である個人の基礎控除額や給与所得控除の最低保証額が 10 万円引き上げられます。また、19 歳から 22 歳までの大学生年代の子らの合計所得が 85 万円（給与収入 150 万円相当）までは特定扶養控除と同額（63 万円）の控除を受けられ、それを超えた場合でも控除額が逡減する仕組みが導入されます。また、スタートアップ支援につながるエンジェル税制について、株式譲渡益が発生した年のみならず、その翌年に投資した場合にも適用できることとなります。

資産税では、事業承継税制の特例措置の期限の延長はしないことが明記された一方、役員就任要件について現行の贈与まで継続して 3 年以上というものが、贈与直前に就任していれば良いこととされました。

その他、消費税では、外国人旅行者向け消費税免税制度について不正防止のため「リファンド方式」に改めるとされました。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全 21 ページ）。

詳細はこちらでご確認頂けます。https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	基礎控除	<p>(1) 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。</p> <p>(2) 上記 (1) の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。</p> <p>① 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円</p> <p>② 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円</p> <p>③ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円</p> <p>④ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円</p> <p>(3) 上記 (1) の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。</p> <p>(注) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等</p>	令和 7 年度分以後の所得税について適用

税目	項目	改正内容	適用期限																																
		(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。																																	
所得税 住民税	給与所得控除及び特定親族特別控除(仮称)等	<p>(1) 給与所得控除について</p> <p>① 55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。</p> <p>② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。</p> <p>(2) 特定親族特別控除(仮称)について</p> <p>① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額を控除する。</p> <table border="1" data-bbox="443 902 1241 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2">親族等の合計所得金額控除額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>所得税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超85万円以下</td> <td>63万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>85万円超90万円以下</td> <td>61万円</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>51万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 上記の基礎控除及び給与所得控除等までの見直しに伴う所要の措置について</p> <p>① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。</p> <p>② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。</p> <p>③ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。</p> <p>④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げる。</p> <p>⑤ その他所要の措置を講ずる。</p>	親族等の合計所得金額控除額	控除額		所得税	地方税	58万円超85万円以下	63万円		85万円超90万円以下	61万円	45万円	90万円超95万円以下	51万円		95万円超100万円以下	41万円	41万円	100万円超105万円以下	31万円	31万円	105万円超110万円以下	21万円	21万円	110万円超115万円以下	11万円	11万円	115万円超120万円以下	6万円	6万円	120万円超123万円以下	3万円	3万円	令和7年度分の所得税に適用 令和8年度分以降の個人住民税に適用
親族等の合計所得金額控除額	控除額																																		
	所得税	地方税																																	
58万円超85万円以下	63万円																																		
85万円超90万円以下	61万円	45万円																																	
90万円超95万円以下	51万円																																		
95万円超100万円以下	41万円	41万円																																	
100万円超105万円以下	31万円	31万円																																	
105万円超110万円以下	21万円	21万円																																	
110万円超115万円以下	11万円	11万円																																	
115万円超120万円以下	6万円	6万円																																	
120万円超123万円以下	3万円	3万円																																	

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	エンジェル税 制	<p>(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 令和8年1月1日以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとする。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、その年分の所得税について特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額（ロにおいて「適用額」という。）と本措置の適用を受けた特定株式控除未済額（ロにおいて「適用特定株式控除未済額」という。）との合計額（当該特定株式が特例控除対象特定株式に該当するものである場合には、当該合計額のうち 20 億円を超える部分の金額）をその取得に要した金額から控除した金額とする。</p> <p>(注1) 上記の「特定株式控除未済額」とは、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、その年中に払込みにより取得をした特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に相当する金額をいう。</p> <p>(注2) 上記の措置は、その年の前年分の確定申告書に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出している等の要件を満たす場合に限り、適用できることとする。</p> <p>ロ 令和8年1月1日以後に特例適用控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その取得をした年の翌年中に当該特例適用控除対象特定株式の譲渡をした場合（その譲渡が当該特例適用控除対象特定株式に係る上場等の日以後に行われたものである場合その他一定の場合を除く。）には、当該特例適用控除対象特定株式の取得価額は、当該特例適用控除対象特定株式に係る適用額と適用特定株式控除未済額との合計額（20 億円を超える場合には、20 億円）をその取得に要した金額（当該適用額と当該適用特定株式控除未済額との合計額が 20 億円を超える場合には、当該金額から</p>	令和8年以後より適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>当該超える部分の金額を控除した金額) から控除した金額とする。</p> <p>ハ 特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等について、上記イ及びロと同様の措置を講ずる。</p> <p>② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を2年延長する。</p> <p>③ その他の措置を講ずる。</p>	
所得税 住民税	NISA について	<p>(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (N I S A) について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 廃止通知の提出等により、開設される非課税口座又は非課税口座に設けられる特定累積投資勘定等について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 廃止通知の提出等により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出等があった日(その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該提出等があった場合には、同日)において設けられることとする。</p> <p>ロ 非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の添付等がされているものに限る。)の提出により開設された口座につき、その提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から非課税口座の開設ができない旨の提供を受けた場合には、その開設された口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないこととする。</p> <p>ハ 勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出等により非課税口座に設けられた勘定につき、その提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長から特定累積投資勘定の設定ができない旨の提供を受けた場合には、その設けられた勘定は、その設定の時から特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととする。</p> <p>② 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益権の取得対価の額に係る要件について、次の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 当該取得対価の額を1口(取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位)当たり1万円以下(現行:1,000円以下)に引き上げる。</p> <p>(ロ) 下記ロにより、累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権に含むこととされた上場株式投資信託の受益権については、当該受益権の取得対価の額に係る要件を次に掲げる要件とする。</p> <p>a 対象商品届出書を提出する日前1月間の公表最終価格の平均が1万円以下であること。</p>	—

税目	項目	改正内容	適用期限										
		<p>b 対象商品届出書を提出する日の前日の公表最終価格が1万円以下であること。</p> <p>c 一定の場合を除き、対象商品届出書を提出した日以後において公表最終価格が3万円以下であること。</p> <p>(注) 上記の「公表最終価格」とは、金融商品取引所において公表されたその日における当該上場株式投資信託の受益権の最終の売買の価格等に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。</p> <p>ロ 対象となる累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権には、一定額をもって取得することができる上場株式投資信託の受益権(その口数のうち最も多い口数のものに限る。)につき定期かつ継続的な方法による買付けの委託等により取得するものを含むこととする。</p> <p>③ その他所要の措置を講ずる。</p>											
所得税 住民税	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	<p>勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の認定住宅等(認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいう。)のうち令和7年12月31日までに建築確認を受けたものの新築等に係る費用の支払のための払出しを加える。</p>	—										
所得税	生命保険料控除	<p>生命保険料控除について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の新生命保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30,000円以下</td> <td>新生命保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>30,000円超60,000円以下</td> <td>新生命保険料×1/2+15,000円</td> </tr> <tr> <td>60,000円超120,000円以下</td> <td>新生命保険料×1/4+30,000円</td> </tr> <tr> <td>120,000円超</td> <td>一律60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円(現行:4万円)とする。</p> <p>(3) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする(現行と同じ)。</p>	年間の新生命保険料	控除額	30,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円	60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円	120,000円超	一律60,000円	令和8年分の所得税に適用
年間の新生命保険料	控除額												
30,000円以下	新生命保険料の全額												
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円												
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円												
120,000円超	一律60,000円												
所得税 住民税	住宅借入金等に係る所得税額の特別控除	<p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。</p>	令和7年12月31日まで										

税目	項目	改正内容	適用期限														
		<table border="1" data-bbox="509 206 1120 407"> <tr> <td>住宅の区分</td> <td>借入限度額</td> </tr> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> <td>4,500万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td>4,000万円</td> </tr> </table> <p>② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。</p> <p>(注1) 「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。</p> <p>(注2) 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。</p> <p>(注3) 「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。</p> <p>(注4) 上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。</p> <p>(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1350 1078 1500"> <tr> <td>住宅の区分</td> <td>借入限度額</td> </tr> <tr> <td>認定住宅</td> <td rowspan="3">5,000万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> </tr> </table> <p>② 上記(1)②と同様の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。</p> <p>(3) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。</p> <p>(注) 上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事を</p>	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	省エネ基準適合住宅	4,000万円	住宅の区分	借入限度額	認定住宅	5,000万円	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	
住宅の区分	借入限度額																
認定住宅	5,000万円																
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円																
省エネ基準適合住宅	4,000万円																
住宅の区分	借入限度額																
認定住宅	5,000万円																
ZEH水準省エネ住宅																	
省エネ基準適合住宅																	

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>した場合の所得税額の特別控除と同様とする。個人住民税について、所得税における（１）び（２）の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p>	
所得稅 住民稅	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課稅措置	<p>（１）公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課稅措置について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 申請書の提出があった日から１月以内に国税庁長官の承認をしないことの決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 対象範囲に、次に掲げる贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）を加える。</p> <p>（イ）国立健康危機管理研究機構法の施行に伴い同法に基づき設立される国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）に対する贈与等で、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で機構の行う研究開発の実施等の業務に充てるための基金に組み入れられるもの</p> <p>（ロ）準学校法人に対する贈与等で当該準学校法人の理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（その親族等を含む。以下「役員等」という。）以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が当該準学校法人の基本金に組み入れられるもの</p> <p>（ハ）新たな公益信託制度における公益信託（以下「公益信託」という。）の受託者に対するその信託財産とするための贈与等で当該公益信託の受託者及び信託管理人（これらの者の理事等を含む。）並びにこれらの者の親族等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が一定の手続の下で当該公益信託の受託者の行う公益信託事務に充てるための基金に組み入れられるもの</p> <p>ロ 私立学校法の改正に伴い、全ての学校法人に対する贈与等で当該学校法人の役員等以外の者からのものうち、その贈与等に係る財産が当該学校法人の基本金に組み入れられるものについて、承認に係る特例の対象とする。</p> <p>② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から２年以内に買い換える場合であっても、当該財産が上記①の基金又は基本金に組み入れる方法により管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件の下で非課稅措置の継続適用を受けることができることとする。</p> <p>③ 特定一般法人が他の公益法人等に非課稅承認を受けた財産を贈与した場合における非課稅の継続適用措置について、適用対象に、特定一般法人が公益目的支出計画に基づき当該財産を公益信託の信託財産とする場合を加える。</p> <p>④ 機構に対する財産の贈与等については、国税庁長官の承認の要件について当該贈与等に係る財産がその贈与等があった日から２年を経過する日までの期間内に、機構の</p>	—

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>その贈与等に係る公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることを要件とする。</p> <p>⑤ 公益法人等が贈与等に係る財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合において、当該公益法人等が、その旨その他の事項を記載した届出書に当該財産を当該公益目的事業の用に直接供しなくなったことを明らかにする書類を添付して、これを国税庁長官に提出したときは、国税庁長官は当該財産の贈与等に係る非課税承認を取り消すことができることとする。</p> <p>⑥ 非課税承認の取消しにより公益信託の受託者に対して所得税を課税する場合には、当該取消しにより生じた信託財産に係る所得について、当該受託者の固有財産に係る所得等とは区別して課税することとするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>⑦ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>(3) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>(4) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。</p> <p>(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その事業内容の見直し後も引き続き所得税を課さないこととする。</p> <p>(6) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象となる学校法人及び準学校法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、会計監査報告その他一定の書類を加える。</p> <p>(地方税) 個人住民税について、所得税における〔延長・拡充〕(1)から(5)までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。</p>	
所得税	確定拠出年金	<p>(1) 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。</p> <p>① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えないこととする要件を廃止する。</p> <p>② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。 イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円） ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額</p> <p>③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者</p>	—

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額 6.2 万円とする。</p> <p>④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。 イ 第一号被保険者 月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円） ロ 企業年金加入者 月額 6.2 万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（現行：月額 2.0 万円） ハ 企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。）月額 6.2 万円（現行：月額 2.3 万円）</p> <p>⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額 7.5 万円（現行：月額 6.8 万円）とする。</p> <p>⑥ その他所要の措置を講ずる。</p>	
所得税	受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得金額	<p>(1) 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得の金額の計算について、次の見直しを行う。</p> <p>① 受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。</p> <p>(注1) 上記の「特定法人課税信託」とは、その信託財産に属する特定株式に係る発行法人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。</p> <p>(注2) 上記の「特定株式」とは、一定の譲渡制限付株式以外の株式をいう。</p> <p>(注3) 上記(注1)の「発行法人等」とは、特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう。</p> <p>② その他所要の措置を講ずる。</p>	—
所得税	その他	<p>(1) 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とするほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年（現行：7年）とする。</p> <p>(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。</p> <p>(2) 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長（市町村長）は、確定申告期限等から5年間、当該控除証</p>	(1) (3) は令和8年以後、 (2) は令和8年度分確定申告以後より適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>明書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。</p> <p>① 小規模企業共済等掛金控除の証明書 ② 生命保険料控除の証明書 ③ 地震保険料控除の証明書</p> <p>(注) 上記の改正は、令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用する。</p> <p>(3) 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)を税務署長(市町村長)に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票(特別徴収票)の記載事項について所要の見直しを行う。</p> <p>(注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用する。</p>	
所得税	国民健康保険税	<p>(1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。</p> <p>① 基礎課税額に係る課税限度額を66万円(現行:65万円)に引き上げる。 ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円(現行:24万円)に引き上げる。</p> <p>(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。</p> <p>① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円(現行:29.5万円)に引き上げる。 ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を56万円(現行:54.5万円)に引き上げる。</p>	—

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
贈与税	結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の延長	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。	令和9年3月31日まで
贈与税	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であること。	令和7年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税に適用

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	中小企業者等の法人税の軽減税率特例の見直し及び延長	2年間延長のうえ、以下の2点の変更が加えられます。 (1) 年間所得が10億円超の企業の場合、800万円以下の所得に対する税率が15%から17%に引き上げ。 (2) 通算法人を適用対象から除外。	令和9年3月31日まで
法人税 所得税 地方税	中小企業投資促進税制の見直し及び延長	2年間延長のうえ、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式等から、その判定対象法人が農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式等の50%超を有する場合におけるその株式等を除外。	令和9年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>所得税についても適用期限2年間延長。 また、特別償却制度を法人住民税・事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用。</p>	
法人税 地方税	中小企業経営強化税制に関する特別償却または税額控除制度の見直し及び延長	<p>2年間延長のうえ、以下の措置が講じられます。</p> <p>(1) 投資計画基準の強化</p> <p>①投資利益率年平均7%以上を見込む設備を対象に追加。 ②設備取得額に応じて特別償却又は税額控除(最大10%)を選択可能。ただし、控除対象額は60億円が上限。 ③該当設備取得時には他の税制優遇措置(中小企業投資促進税制等)は適用不可。</p> <p>(2) 評価基準と対象設備の見直し</p> <p>①経営力向上指標を「生産性」「歩留まり率」「コスト削減率」で評価。 ②投資利益率基準を5%から7%に引き上げ。 ③デジタル化設備や暗号資産マイニング業用設備を対象外とする。</p> <p>(3) 食品流通関連法改正への対応 新たな認定計画(仮称:持続的供給事業活動計画)で取得した設備も税制対象に含める。</p> <p>(4) みなし大企業判定の修正 農地所有適格法人における特定株式・出資を判定対象から除外。 また、特別償却制度を法人住民税・事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用。</p>	令和9年3月31日まで
法人税 所得税 地方税	地域未来投資促進税制の見直し及び延長	<p>地域未来投資促進税制について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する(所得税についても同様)。</p> <p>(1) 特別償却率(50%)と税額控除率(5%)の引き上げ条件の拡充</p> <p>①指定業種関連の要件追加 ②投資規模10億円以上 ③付加価値額1億円以上の創出見込み ③労働生産性と投資収益率の基準設定</p> <p>(2) 機械装置・器具备品の特別償却率を35%(現行40%)へ引き下げ</p> <p>(3) 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上(現行2,000万円以上)引き上げ</p> <p>(4) 主務大臣の確認要件の見直し</p> <p>①サプライチェーン強靱化類型の除外 ②労働生産性・投資収益率の基準追加 ③先進性要件の運用改善 ④減価償却資産取得予定額の基準引き上げ ⑤減価償却費に対する投資比率の引き上げと算出方法の明確化</p> <p>また、特別償却制度を法人住民税・事業税に、税額控除制度を法人住民税に適用。</p>	令和10年3月31日まで
法人税 地方税	認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附金の見直し及び延長	<p>企業版ふるさと納税制度の適用期限が3年延長されます。この延長に伴い、以下の新たな措置が導入されます。</p> <p>(1) 認定地方公共団体の報告義務 寄附活用事業完了時と各会計年度終了時に、内閣総理大臣へ確認書を提出する必要があります。</p> <p>(2) 寄附法人の公表</p> <p>① 特定の条件下で、認定地方公共団体は寄附法人の名称を内閣総理大臣に報告し、公表する必要があります。</p>	令和10年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>② 条件には、入札の応札者が限定的な場合や、随意契約の場合などが含まれます。</p> <p>(3) 契約相手方の公表 認定地方公共団体は、一般競争入札、指名競争入札、または一定額以上の随意契約で選定した契約相手方を公表する必要があります。</p> <p>(4) 認定取消しの制限 地域再生計画の認定が取り消された地方公共団体は、2年間新たな認定を受けることができません。</p>	
法人税	資産調整勘定の算定方法の見直し	<p>非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法を明確化する。</p> <p>(2) いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法を適正化する。</p>	—
法人税	再資源化事業等高度化設備を取得等した場合の取得価額の特別償却の税制の創設	<p>青色申告書を提出する法人で、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化設備の取得等をし、高度資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、対象資産の取得価額の合計額のうち 20 億円を限度として、その取得価額の 35%を特別償却できることとする。</p>	<p>施行の日から令和 10 年 3 月 31 日までに再資源化事業等高度化設備の取得等をし、事業の用に供した場合に適用</p>
法人税 所得税 地方税	5G 導入促進税制の廃止	<p>認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除の制度は、適用期限の到来をもって廃止する。</p>	令和 7 年 3 月 31 日まで
法人税 所得税 地方税	デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の廃止	<p>デジタルトランスフォーメーション投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止する。</p>	令和 7 年 3 月 31 日まで
法人税 所得税	特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の見直し	<p>特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産（サーモグラフィ装置）を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。</p>	令和 9 年 3 月 31 日まで
法人税	非営利型法人の要件の見直し	<p>非営利型法人の要件のうち「その定款に解散したときはその残余財産が公益社団法人等に帰属する旨の定めがあること」及び「その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（公益社団法人等を除く。）に帰属する旨の定めがないこと」との要件について、その残余財産の帰属先として認められるものの範囲に、公益信託制度改革により創設される新たな公益信託制度における公益信託の信託財産を加える。</p>	—
法人税 所得税	通算法人の行った株式分配に関する見直し	<p>通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の基礎をなる分配資本金額等及び資本金等の額から減算する金額並びに通算法人の株主がその通算法人の行った株式分配により完全子法人の株式等の交付を受けた場合の所有株式の譲渡損益の計算の基礎となる完全子法人株式対応帳簿価額について、株式分配の直前のその通算法人の資本金等の額及び株式分配の直前の所有株式の帳簿価額に乗ずる割合につき次の見直しを行う。</p> <p>(1) 割合の分子の金額について、その完全子法人の株式の資</p>	—

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>簿価修正前の帳簿価額に簿価修正相当額を加減算した金額とする。</p> <p>(2) 割合の分母の金額について、株式分配の直前の時において上記の通算法人の有する完全子法人の株式に係る簿価修正相当額を加減算する。</p>	
法人税 所得税 地方税	リースに関する取引についての整備	<p>リースに関する取引について、次のとおり整備を行う。</p> <p>(1) 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。</p> <p>(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法(同日後に開始する事業年度にあつては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。)により収益の額及び費用の額を計算することができることとする。令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる。</p> <p>(3) 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとする。なお、令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限る。)については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p> <p><地方税のみ></p> <p>(5) 事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分のある金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	左記参照
防衛力強化に係る財源確保のための経過措置	防衛特別法人税(仮称)の創設	<p>(1) 納税義務者…各事業年度の所得に対する法人税を課される法人 (注) 法人には、人格のない社団等及び法人税信託の引受けを行う個人を含む。</p> <p>(2) 課税の範囲 当面の間、法人の各事業年度の基準法人額</p> <p>(3) 税額の計算</p> <p>① 各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算</p> <p>② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控</p>	令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>除した金額</p> <p>③ 基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とする。ただし、付帯税を除く。</p> <p>イ 所得税額控除 ロ 外国税額の控除 ハ 分配時調整外国税相当額の控除 ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 ホ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算 へ 控除対象所得税額等相当額の控除</p> <p>④ 基礎控除額は、年 500 万円。なお、通算法人基礎控除額は、年 500 万円を各通算法人の基準法人税額の比で按分した金額とする。 (注) 通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分。</p> <p>⑤ 次の税額控除を行う。</p> <p>イ 外国税額の控除 ロ 分配時調整外国税相当額の控除 ハ 控除対象所得税額等相当額の控除 ニ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除</p> <p>(4) 申告及び納付等</p> <p>① 各事業年度の所得に対する法人税の中間報告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。 (注) 中間申告書の提出は令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用。</p> <p>② 申告期限及び納期限は法人税と同一。 ③ 電子申告の特例については、法人税と同一。 ④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額を還付する。 ⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に 4 % を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付する。</p>	

〔消費課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	免税方式の見直し	<p>(1) 輸出物品販売場を営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から 90 日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」という。）を輸出物品販売場を営業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。</p> <p>(注) 上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を営業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。</p> <p>(2) 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。</p> <p>(3) 税関長は、輸出物品販売場を営業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。</p>	令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。
消費税	免除対象物品の範囲の見直し	<p>(1) 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額 (50 万円) 及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。</p> <p>(2) 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。</p>	令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。
消費税	免除販売手続きの見直し	<p>(1) 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続きにおいては、上陸許可書及び旅券の提示を求めるとし、輸出物品販売場を営業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとする。</p> <p>(2) 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に 2 年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとし、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とする。また、輸出物品販売場を営業者は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとし、その証明書類の保存を不要とする。</p> <p>(3) 100 万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）を加える。</p> <p>(4) 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第 7 条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。</p> <p>(5) 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを廃止する。</p>	令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。 (5) の取扱いは、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	輸出物品販売所の許可要件の見直し	<p>(1) 一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分を廃止するとともに、次の見直しを行う。</p> <p>イ 輸出物品販売場の許可については、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることを要件とする。</p> <p>ロ 上記イの許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者は、承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させることができることとする。</p> <p>ハ 免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者に免税販売手続を代理させる場合の免税手続カウンターの設置場所については、特定商業施設の要件に代えて、免税対象物品を販売した日と同一の日に免税販売手続ができることを要件とする。</p> <p>(2) 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合を加える。</p>	令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。
消費税	その他外国人旅行者向け消費税免税制度	免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備を行うほか、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。	令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。
消費税	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止する。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとする。令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。	左記参照
消費税	その他（ワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療費）	新たなワクチン追加後の予防接種法の健康被害救済給付に係る医療について、所要の法令改正を前提に、引き続き消費税を非課税とする。	—

〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
国際課税	グローバル・ミニマム課税への対応	<p>(1) 軽課税所得ルールへの対応</p> <p>① 国際最低課税残余額に対する法人税（仮称）の創設</p> <p>イ 納税義務者</p> <p>(イ) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人</p> <p>(ロ) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人</p> <p>ロ 国際最低課税残余額</p> <p>(イ) 内国法人に係る国際最低課税残余額 国内グループ国際最低課税残余額(ロ) × 一定割合</p> <p>(ロ) 国内グループ国際最低課税残余額 特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額(ハ) × 一定割合</p> <p>(ハ) グループ国際最低課税残余額</p>	令和8年4月1日以後に開始する会計年度

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>特定多国籍グループ等のグループ国際最低課税額から、当該グループに属する構成会社等に係る国際最低課税額等一定の金額を控除した残額</p> <p>※特定多国籍企業グループ等の判定対象となる会計年度が、当該グループに該当することとなった最初の会計年度の開始日から5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、当該金額は0とする。</p> <p>ハ 税額の計算 国際最低課税残余額×90.7/100</p> <p>ニ 申告及び納付等 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内 ※国際最低課税残余額が無い場合、申告不要。</p> <p>ホ その他 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税は、青色申告制度の対象外とする。</p> <p>② 特定基準法人税額に対する地方法人税の見直し 特定基準法人税額に対する地方法人税について、その課税の対象に特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額（附帯税の額を除く。）を加え、その名称を国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）に改める。</p> <p>③ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度の見直し</p> <p>イ 提供義務者 提供義務者の範囲に、特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人を加える。</p> <p>ロ グループ国際最低課税額等報告事項等 当該制度により提供すべき事項の範囲に、国際最低課税残余額に関する一定の事項を追加 （情報提供事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定多国籍企業グループ等の構成会社等の名称 ・構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率 ・特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額 ・特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額（新設） ・その他必要な事項 <p>(2) 国内ミニマム課税への対応</p> <p>① 国内最低課税額に対する法人税（仮称）の創設</p> <p>イ 納税義務者 （イ）特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人 （ロ）特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人</p> <p>ロ 国内最低課税額</p> <p>国内最低課税額は、上記イにおける(イ)の法人にあつては「構成会社等に係る国内最低課税額」、(ロ)の法人にあつては「共同支配会社等に係る国内最低課税額」とする。</p> <p>(イ) 構成会社等に係る国内最低課税額</p> <p>a 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率(15%。以下同)未滿、かつ、その特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額がある場合 (過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった内国法人で、当該対象会計年度においてその構成会社等でない場合には下記 b) の金額)</p> <p><u>次に掲げる金額の合計額</u></p> <p>(a) 当期グループ国内最低課税額×一定割合</p> <p>(b) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額×過去帰属割合</p> <p>(c) 内国法人に係る未分配所得国内最低課税額</p> <p>b 特定多国籍企業グループ等に係る国内実効税率が基準税率以上、かつ、その他多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得金額がある場合(過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった内国法人で、当該対象会計年度においてその構成会社等でない場合には下記 a) の金額)</p> <p><u>次に掲げる金額の合計額</u></p> <p>(a) 過去対象会計年度ごとの再掲載グループ国内最低課税額×過去帰属割合</p> <p>(b) 内国法人に係る未分配所得国内最低課税額</p> <p>c 特定多国籍企業グループ等に係る国内グループ純所得の金額が無い場合(国内グループ調整後対象租税額が0未滿の場合は、その下回る額が我が国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合は次に掲げる金額の合計額とし、過去対象会計年度においてその構成会社等でない場合には下記(a) の金額)</p> <p><u>(a)及び(b)に掲げる金額の合計額</u></p> <p>(a) 過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額×過去帰属割合</p> <p>(b) 内国法人に係る未分配所得国内最低課税額</p> <p>(c) 永久差異調整に係るグループ国内最低課税額×一定割合</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>(ロ) 共同支配会社等に係る国内最低課税額 基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とする。</p> <p>(ハ) その他 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税や国際最低課税残余额に対する法人税と同様に、一定の適用免除基準を設ける。</p> <p>ハ 税額の計算 国内最低課税額×75.3/100</p> <p>ニ 申告及び納付等 (1)①と同じ</p> <p>ホ その他 (1)①と同じ</p> <p>② 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）の創設</p> <p>イ 課税の対象 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額</p> <p>ロ 税額の計算 (イ) 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の額 国内最低課税額に係る特定基準法人税額×247/753 (ロ) 国内最低課税額に係る特定基準法人税 国内最低課税額に対する法人税の額（附帯税除く）</p> <p>ハ 申告及び納付等 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内</p> <p>③ グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設</p> <p>イ グループ国内最低課税額報告事項等の提供（情報提供事項） ・特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称 ・特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称 ・特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項 ・その他必要な事項</p> <p>ロ 提供義務の免除 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等の提供を我が国対して行うことができると認められるときは、そのグループ国内最低課税額報告事項等の提供義務者である法人の提供義務を免除する。</p> <p>(3) 国際最低課税額に対する法人税等に関する見直し</p> <p>① 構成会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額のうち外国子会社合算税制等の対象とされる他の構成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算に</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>ついて、その対象に法人税等調整額を加える。</p> <p>② 再計算国別国際最低課税額の計算を行う場合において、過去対象会計年度において計上された繰延税金負債に係る調整後対象租税額のうちその過去対象会計年度の5対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかった繰延税金負債に係る部分の金額を減額することとされる措置について、その繰延税金負債の取崩しの方法に係る特例を設ける。</p> <p>③ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が異なる他の構成会社等との間で取引が行われた場合に、その取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす調整措置について、共同支配会社等との間で行われた取引等をその対象に加える。</p> <p>④ 税引後当期純損益金額の計算において、構成会社等と所在地国が同一である他の構成会社等との間で資産の販売が行われた場合に、その販売を行った構成会社等の取引に係る金額につき独立企業間価格相当額で行われたものとみなす調整措置について、その取引においてその資産の購入を行った構成会社等をその対象に加える。</p> <p>⑤ 被分配会社等と対象導管会社等との間に他の導管会社等が介在する場合における導管会社等に係る当期純損益金額の特例の適用に当たっては、被分配会社等の所在地国における法令において他の導管会社等及び対象導管会社等の収入等がその構成員の収入として取り扱われることを要件とする。</p> <p>⑥ その他所要の措置を講ずる</p>	
国際課税	外国子会社合算税制等の見直し	<p>外国子会社合算税制等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から、4月（現行：2月）を経過する日を含む、内国法人の各事業年度の益金に算入する。</p> <p>(2) 申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げるものを除外する。</p> <p>① 株主等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書</p> <p>② 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書。</p> <p>(3) 居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係法人等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連税制につき、上記（1）及び（2）と同様の見直しを行う。</p>	令和7年4月1日以後開始事業年度につき適用する

〔納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用期限
納税環境整備	電子帳簿等保存制度の見直し	<p>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関</p>	(1) 令和9年1月1日以後に法定

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>し、電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）、その特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認できる特定電子計算機処理システムを使用して電磁的記録の授受及び保存を行うこと。</p> <p>② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行ったうえで国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、訂正又は削除を行った事実及び内容を確認できる特定電子計算機処理システムを使用して電磁的記録の授受及び保存を行うこと。</p> <p>③ 電子取引の取引情報（請求書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項と取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間で、相互に関連性を確認できること。</p> <p>④ ①及び②の特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認できること。</p> <p>(2) (1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額 65 万円の適用要件について、仕訳帳等につき一定の要件を満たす電磁的記録の保存等に代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうち、その保存が特定電子計算機処理システムを使用して(1)の要件を満たすことができるものは、当該要件に従って保存を行っていることとすることを可能とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	<p>申告期限が到来する国税について適用</p> <p>(2) 令和9年分以後の所得税について適用</p>

以上